

総合口座

(2023年1月20日現在)

1. 商品名	総合口座	
2. 取扱期間	定めはありません。	
3. お預入れいただける方	成年者である個人のお客さま(お1人1口座) ※非居住者の方は除きます	
4. 期間	_____	
5. 取引内容	総合口座として、次の取引ができます。 (1)普通預金取引 (2)定期預金取引 (3)上記(2)の定期預金を担保とする当座貸越の取引 ※定期預金は初回は1万円以上(大口定期預金は1千万円以上からお預入れできます。)なお、普通預金単独でのご利用もできます。	
6. 預金取引	普通預金、定期預金の取引につきましては、各預金の商品概要説明書をご参照ください。	
7. 自動融資 (当座貸越)	しくみ	普通預金の残高を超えて払戻しのご請求または各種料金等の口座振替のご請求があった場合、総合口座の定期預金を担保に不足額を当座貸越として自動的にご融資いたします。
	担保	総合口座の定期預金
	貸越極度額	お預けされた総合口座の定期預金の合計額の90%(千円未満切捨て)、または500万円のうちのいずれか少ない金額とします。
	貸越利率	貸越金の担保となっている総合口座の定期預金の約定利率に年0.50%を加えた利率とします。
	担保設定順位	約定利率の低い総合口座の定期預金から順に担保とします。
	貸越利息のお支払い 時期・方法	・毎年2月と8月の当行所定の日普通預金から引落としまたは貸越元金に組み入れます。 ・担保となる総合口座の定期預金の残高がゼロとなった場合は、その時点で貸越利息全額をお支払いいただけます。
	貸越利息の計算方法	付利単位を100円として1年を365日とする日割りにより計算します(円未満切捨て)。
	貸越元金のご返済	・総合口座の普通預金に入金または振込まれた資金は自動的に当座貸越の返済に充当します。 ・貸越利率の高い順から返済に充当します。
	金利の入手方法	金利については窓口までお問い合わせください。
8. 預金保険	預金保険制度の対象となります。(お一人さまあたり、全額保護の対象預金以外の預金合計で元本1千万円までとその利息が保護されます)預金保険制度について、詳しくは窓口までお問い合わせください。	
9. 当行が契約している 指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772	